

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1996／第27号

平成8年3月29日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

心のテーマパーク
養老天命反転地



目 次

卷頭言 ご挨拶	岐阜県衛生環境部長 小田清一	1
特 集	地球環境村構想の推進	岐阜県衛生環境部環境整備課 2
	岐阜県手数料徴収規則の改正について	岐阜県衛生環境部環境整備課 9
	平成8年度環境整備課産業廃棄物係主要事業の概要	岐阜県衛生環境部環境整備課 10
	平成8年度主要事業の概要	岐阜市生活環境部環境総務課 11
	岐阜県環境基本計画の策定と今後の取り組み方向	岐阜市衛生環境部環境管理課 12
協会だより	第13回通常総会	14
	第5回理事会	15
	平成8年度事業方針	16
	各委員会	18
トピックス	「(仮称)財団法人地球環境村ぎふ」設立発起人会	19
解 説	産業廃棄物に係る疑義回答について	20
行政ニュース	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」の通知について	24
お知らせ	厚生大臣認定産業廃棄物処理関係各種講習会・岐阜県実施の各種講習会の申込手続	25
編集後記		27

表紙写真 心のテーマパーク「養老天命反転地」

孝子の伝説が伝わる地として全国に知られ、また奈良時代に元正天皇が元号を養老と改元された地として歴史的な文化資源を誇る県立養老公園内に平成7年10月4日オープン。国際的な芸術家である荒川修作氏が提案、設計、庭園内はすべて斜面になっていて、著しい起伏に富み、点在する構造物はみな傾いて建っています。すべてユニークで、不思議な体験を通じて既成観念にとらわれない意識変革を図る場、心を解き放す場というのがコンセプト。開園以来、入園者は、182,000人をこえています。



ご挨拶

岐阜県衛生環境部長 小田清一

会員の皆様方には、平素から廃棄物行政に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物最終処分場における残余容量については全国ベースで2、3年分（平成5年現在）であり、岐阜県においては平成10年度に安定型で37万m³、管理型で48万m³余りが不足するという厳しい状況にあります。

このような状況の中で岐阜県では「廃棄物リサイクルの五原則」に基づき廃棄物処理施設を公共関与によって整備する地球環境村構想を推進することとし、この推進母体として、「財団法人地球環境村ぎふ」を3月29日に発足いたしました。

この地球環境村構想は、廃棄物処理施設が単に最終処分場を中心に整備するという従来の考え方を脱却し、リサイクル・減量化を中心とした処理施設を重点的に整備し、廃棄物の資源としての活用を図るとともに、福祉、文化施設等の建設を通じ、地域社会と融合した新しい廃棄物処理施設の建設を目指すためのものであります。

財団法人の業務としては、①地球環境村の建設に必要な基金の造成並びに資金の調達、②公共関与施設建設基金の造成及び施設（廃棄物処理センター）の建設、③地球環境村の整備、④県内の廃棄物の適正処理を図るための検査、監視、⑤資源化、再利用に関する調査研究、啓発等であります。

また現在、社会的問題となっております不法投棄及び廃棄物の不適正処理についてでありますが産業廃棄物に係る犯罪も危惧されている状況にあ

るため、産業廃棄物の不法処理、野焼き等の不適正処理防止を目的とした警察との合同パトロールを一層強化することとしております。

なお、県におきましては、社岐阜県環境保全協会の「岐阜県産業廃棄物対策基金」の目標額10億円達成に向けて、平成7年度に所要の予算措置を講じたところですが、この基金は産業廃棄物の処理過程における不測の事態への対応及び環境汚染を防止し、県民の安全な生活の確保と環境保全を図ることを目的としたものであり、協会員各位の御理解を賜り、目的達成のために格別の御協力をいただきますよう、お願い申し上げる次第であります。

さて、ごみ減量化推進のため容器包装リサイクル法が平成7年6月16日に公布され、平成9年4月から段階的に施行されることとなっております。

この法律は「出されたごみを処理する」というこれまでのごみ処理の考え方を見直して、ごみを出さない、リサイクルを行うといった新しい観点から、特に、排出される一般廃棄物の容積で約6割を占める容器包装廃棄物への取り組みを進めようとするものであります。市町村が分別収集したごみのリサイクルを、今後は企業に義務付けることにより、過剰包装の抑制や資源の再利用にはずみがつくことと期待しております。

以上廃棄物行政の近況を申し上げましたが、最後に社岐阜県環境保全協会の会員の皆様方のご健勝とご発展を祈念して巻頭の言葉とさせていただきます。

地球環境村構想の推進

岐阜県衛生環境部環境整備課

岐阜県では第5次総合計画（平成6年3月策定）において、今後の廃棄物行政の基本的方向として「廃棄物・リサイクルの5原則（リサイクルの徹底・安全第一・自己完結・公共関与・複合行政）」を定めたところあります。

これらの5原則に基づいた施策を展開していくためには、

- ① 排出事業者処理責任の原則を堅持しつつ、公共が関与した廃棄物処理施設の計画的な整備を行っていくこと。
- ② 廃棄物処理施設を安定的に確保していくため、廃棄物処理施設を核として、地域の自然環境が十分に生かされ、地元の人にとって快適で魅力的な福祉・医療、生涯学習、文化、スポーツ等の各種施設を複合的・有機的に整備した「地球環境村」を建設し、併せて地域の良好な生活環境の保全及び地球における環境への負荷の減少を図ること。
- ③ 廃棄物処理施設の住民に対する安全対策として、廃棄物処理施設に対する特別監視機能を第三セクター方式の財團に持たせること。

を、積極的に推進していく必要があります。

このため、県では平成7年度において「岐阜県地球環境村推進構想」を策定するとともに、この構想の推進母体として、県、市町村、関係団体による「財団法人地球環境村ぎふ」を設立しました。

岐阜県「地球環境村」 推進構想(抜粋)

1 構想策定の目的

岐阜県では、平成6年3月に策定した「岐阜県第五次総合計画」及び「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」において、今後の廃棄物処理対策の基本的方向として「廃棄物・リサイクルの5原則」（リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政）を定め、廃棄物の適正処理の確保のための必要な措置を講ずるとともに、県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るものとした。

そこで、21世紀に向けて、県内における廃棄物の適正処理の確保等を図るため、「廃棄物・リサイクルの5原則」に基づく廃棄物行政を推進するとともに、地域と一体となった廃棄物処理体制を

整備する岐阜県「地球環境村」構想を策定する。

2 廃棄物処理の現状等

- (1) 一般廃棄物発生量等（略）
- (2) 産業廃棄物の発生量等（略）
- (3) 廃棄物処理の課題等

近年、廃棄物の排出量は、上記のとおり日本経済の発展と相俟って著しく増大してきているが、今後においても産業廃棄物の増加が予測され、また、地元住民の反対等により廃棄物処理施設の整備が遅れていることなどから、速やかに廃棄物処理施設の整備が図られるような措置を講じていく必要がある。

また、今日の課題である地球環境問題及び地域環境問題への対応や省資源・省エネルギー対策を図るために、ごみの減量化・リサイクル等に対する住民意識の改革や、リサイクル施設等の整備

を推進する必要がある。

このような課題に対応していくためには、廃棄物処理施設のみならず、地域社会と融合した施設等を総合的に整備し、地域住民と一緒にした廃棄物処理体制「地球環境村」を整備していく必要がある。

3 地球環境村の定義

「地球環境村」とは、廃棄物処理関係施設を核として、リサイクル、余熱利用等の資源活用及び地球環境問題に関する研究・実践を行う場であるとともに、廃棄物処理関係施設の周辺に健康・福祉・医療、生涯学習、文化、スポーツ等の各種施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境や自然環境の保全・創出及び地球環境への負荷の減少を図り、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指す地域をいう。

4 地球環境村整備の基本方針

(1) 廃棄物の再利用・リサイクル等の徹底

地球環境村を整備する場合には、県民・事業者・行政がそれぞれの立場において、可能な限り廃棄物を作らないように努めるとともに、発生した廃棄物は徹底的に再利用及びリサイクルを行い、最終処分場などの廃棄物処理施設が不要となることを究極の目標とする。

(2) 地球環境村施設建設基本方針

地球環境村の施設の建設にあたっては、次の事項に十分配慮して、「住民が安全で安心できる廃棄物処理施設と環境に配慮した快適で魅力ある施設群で構成される地球環境村」を整備するものとする。

- ① 廃棄物が安全で適正に処理される施設であること。
- ② 地域の自然環境が十分に活かされたものであること。
- ③ 地元の人にとって快適で魅力的なものであること。
- ④ 全ての人々が喜び、楽しむことができるよう

なものであること。

- ⑤ 地球環境を考える学習の場であること。
- ⑥ リサイクルを中心とした県内関連産業の育成に寄与するものであること。

(3) 住民が安心できる安全な施設管理の徹底

地球環境村における廃棄物処理施設は、住民が安心できる安全な施設を建設するとともに、施設の運用にあたっては、専門技術者の配置や万全な監視体制の整備など住民が安心できる安全な管理体制の徹底を図るものとする。

5 地球環境村の施設整備方針

地球環境村は、次に掲げる基本的施設と個別的施設で構成された地域とし、地域の実情等に応じて基本的施設及び個別的施設を整備するものとする。(次ページ図-1参照)

(1) 基本的施設

① 一般廃棄物処理施設の場合

ア 及びイに掲げる施設を一体的に整備するとともに、必要に応じてウに掲げる施設を整備するものとする。

なお、ア及びイに掲げる施設は、国庫補助事業の対象となる施設に限るものとする。

ア 最終処分場(廃棄物の埋立処分の用に供される施設。以下同じ。)

イ 中間処理施設(廃棄物を埋立てする前に破碎・焼却等を行う施設。次の②において同じ。)

ウ 溶融施設(中間処理によって生じた焼却灰を高温で溶かしたうえ、固化し、減量化、無害化を行う施設。次の②において同じ。)

② 産業廃棄物(下水汚泥を除く。)処理施設の場合

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号。以下「整備促進法」という。)第2条第2項に定めるア及びイに掲げる施設、並びにエに掲げる施設の全部又は一部を一体的に整備するとともに、必要に応じてウに掲げる施設を整備するものとする。

特集

- ア 最終処分場
 - イ 中間処理施設
 - ウ 溶融施設
 - エ 研究開発等施設（産業廃棄物処理技術に関する研究開発のための施設、又は産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設・展示施設、会議場施設、その他の共同利用施設。）
- ③ 下水関係処理施設の場合
- イ からエまでに掲げる施設、あるいはイ又はウに掲げる施設とエに掲げる施設について、原則として一体的に整備するとともに、必要に応じてアに掲げる施設を整備するものとする。
 - なお、イからエまでに掲げる施設は、国庫補助事業の対象となる施設で相当規模のものに限るものとする。
- ア 最終処分場
 - イ 中間処理施設（下水汚泥を減量化するための焼却、あるいは堆肥化等を行う施設。）
 - ウ 溶融施設（下水汚泥又は中間処理によって生じた焼却灰を高温で溶かしたうえ、固化し、減量化、無害化を行う施設。）
 - エ 下水処理施設（下水の水質を公共用水域に放

流することができる水質までに改善する施設。）

（2）個別的施設の整備

地球環境村には、基本的施設の周辺に次の各号に掲げる施設（以下「個別的施設」という。）のうち、地域の実情等に応じて必要な施設を整備するものとする。

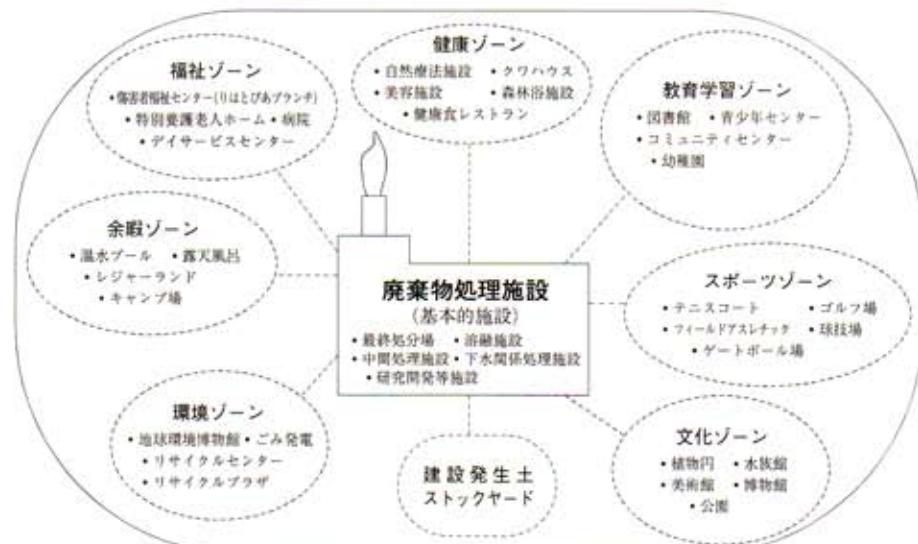
なお、ここに掲げる施設名は、例示として記載したものである。

① 資源化施設

- リサイクルプラザ（リサイクル体験施設、リサイクルボランティア研修施設等）
- 県内リサイクル関連企業によるリサイクル技術研究開発の拠点施設等（リサイクル技術研究所、リサイクル企業団地等）
- リサイクル実践施設（リサイクル肥料実験農場、リサイクル商品普及実践施設、建設廃材等木炭化施設等）
- 余熱利用施設（温水プール、温室栽培施設等、及びこれらの施設への給湯設備）
- 中水道施設（雨水利用施設等）
- ごみ発電施設及び周辺地域への給電施設

② 地球環境学習関係施設

（図-1）地球環境村概念図



- 地球環境学習施設（身近な環境問題（水、空気、動物、植物、省資源、省エネ等）や地球環境問題（地球の歴史、温暖化、オゾン層、酸性雨等）を学習する地域環境博物館、環境学習宿泊研修施設等）
- 自然環境学習施設（バードウォッチング施設等）
- ③ 健康・福祉・文化等関係施設
 - 健康増進施設（自然療法施設、美容施設、クワハウス、健康食レストラン、森林浴施設等）
 - 福祉・医療施設（りはとびあ（仮称）と連携したデイサービスセンター、特別養護老人ホーム、病院等）
 - 文化・教育施設（植物園、美術館、博物館等）
 - 生涯学習施設（地域コミュニティセンター等）
 - スポーツ・レクリエーション施設（テニスコート、ゲートボール場、フィールドアスレチック等）
 - 森林等周辺の地域自然環境とのふれあい施設（休憩施設、遊歩道、登山道等）
 - その他関係市町村長が必要と認める施設
- ④ 建設残土ストックヤード
 - 建設発生土を需要があるまで一時的にストックする施設

6 地球環境村の基本的施設の整備

地球環境村の基本的施設は、民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人である財團法人、市町村又は一部事務組合（以下「市町村等」という。）、あるいは民間処理業者が整備するものとする。なお、この構想では、基本的施設の設置主体により、地球環境村の形態を次のように区分するものとする。

① 財團法人設置地球環境村

産業廃棄物及び次に掲げる一般廃棄物を処理する施設の整備を図るために、財團法人が基本的施設を設置する地球環境村をいう。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物

イ 廃棄物処理法第6条の3第1項に規定する一般廃棄物（適正処理困難物）

② 市町村等設置地球環境村

一般廃棄物処理施設又は下水関係処理施設の整備を図るために、市町村等が基本的施設を設置する地球環境村をいう。

③ 民間処理業者設置地球環境村

産業廃棄物処理施設の整備を図るために、産業廃棄物の処理を行う民間事業者（以下「民間処理業者」という。）が基本的施設を設置する地球環境村をいう。

7 地球環境村の個別的施設の整備

地球環境村の個別的施設は、地球環境村の形態に応じて、次に掲げる施設を整備するものとする。

（1）財團法人設置地球環境村の場合

財團法人は、基本的施設の周辺に、個別的施設である資源化施設及び地球環境学習関係施設のうちから当該地球環境村にふさわしい施設を選択して整備する。

また、個別的施設である健康・福祉・文化等関係施設については、当該地球環境村の基本的施設が所在することになる市町村（以下「基本的施設所在市町村」という。）と財團法人が、設置する施設及び実施主体について協議のうえ整備するものとする。

更に、個別的施設である建設残土ストックヤードについては、財團法人と建設残土ストックヤードの設置を希望する事業者（以下「ストックヤード設置事業者」という。）の協議により、当該ストックヤード設置事業者が整備できるものとする。

（2）市町村等設置地球環境村の場合

市町村等は、基本的施設の周辺に、個別的施設である資源化施設、地球環境学習関係施設、健康・

特 集

福祉・文化等関係施設のうちから、地域の実情に応じて、当該地球環境村にふさわしい施設を選択して整備する。

また、個別的施設である建設残土ストックヤードについては、市町村等とストックヤード設置事業者の協議により、当該ストックヤード設置事業者が整備できるものとする。

(3) 民間処理業者設置地球環境村の場合

民間処理業者及び基本的施設所在市町村は、基本的施設の周辺に、個別的施設である資源化施設、地球環境学習関係施設、健康・福祉・文化等施設を整備するものとする。

この場合において、民間処理業者及び基本的施設所在市町村は、設置する施設及び実施主体について協議を行うものとする。

また、個別的施設である建設残土ストックヤードについては、民間処理業者、基本的施設所在市町村及びストックヤード設置事業者の3者の協議により、当該ストックヤード設置事業者が整備できるものとする。

8 財団法人地球環境村ぎふの設立

公共関与による産業廃棄物処理施設を核とした地球環境村を整備するため、財団法人地球環境村ぎふ（以下「財地球環境村ぎふ」という。）を設立するものとする。

(1) 財地球環境村ぎふの基本財産

財地球環境村ぎふの基本財産は、県、市町村及び排出事業者団体等の出捐により、財団法人として必要な基本財産の額を造成するものとする。

(2) 財地球環境村ぎふの業務

財地球環境村ぎふが実施する主な業務は、次のとおりとする。

① 財地球環境村ぎふが設置する地球環境村の建設

② 民間処理業者設置地球環境村の建設に伴う基本的施設所在市町村への助成

③ 財地球環境村ぎふが設置する地球環境村の建

設等に必要な資金の調達

- ④ 県内の廃棄物の適正処理を図るための検査・監視、技術指導
- ⑤ 廃棄物の資源化、再利用に関する調査研究
- ⑥ その他財地球環境村ぎふの目的を達成するため必要な事業

(3) 基金の設置

財地球環境村ぎふには、地球環境村の整備の推進を図るため、次の2つの基金を設置するものとする。

① 公共関与施設建設基金

財地球環境村ぎふが設置する地球環境村の基本的施設の整備を図るため、県、市町村及び排出事業者等からの出捐に基づいて造成する基金

② 地球環境村施設整備基金

財地球環境村ぎふが設置する地球環境村及び民間処理業者設置地球環境村の個別的施設の整備の推進を図るため、県の出捐金及び地球環境村の産業廃棄物処理施設を利用する排出事業者の負担金に基づいて造成する基金

9 産業廃棄物排出事業者負担金の徴収等

産業廃棄物を基本的施設とする地球環境村の整備の促進を図るため、地球環境村施設を利用する産業廃棄物排出事業者から、次のように負担金を徴収し、財地球環境村ぎふで管理・運用するものとする。

(1) 負担金の徴収

地球環境村における産業廃棄物処理施設設置者（財地球環境村ぎふ、民間処理業者）は、当該施設を利用する産業廃棄物の排出事業者から廃棄物処理料金の2.5%に相当する額を地球環境村施設整備負担金として廃棄物処理料金に上乗せして徴収する。

(2) 基金の管理・運用

地球環境村施設整備負担金は、財地球環境村ぎふの「地球環境村施設整備基金」に繰入し、次に

- 掲げる建設事業費又は助成費に運用する。
- ア 財團法人設置地球環境村において財團法人地球環境村が整備する個別的施設の建設事業費
 - イ 財團法人設置地球環境村において基本的施設所在市町村が整備する個別的施設の建設事業に対する助成費
 - ウ 民間処理業者設置地球環境村において基本的施設所在市町村が整備する個別的施設の建設事業に対する助成費

10 地球環境村の指定

(1) 地球環境村の指定地域

知事は、基本的施設を設置する財團法人地球環境村又は市町村等、あるいは民間処理業者設置地球環境村の基本的施設所在市町村の申請に基づき、次の各号に該当する地域を地球環境村として指定する。

- ① 基本的施設が一般廃棄物処理施設である場合には、当該基本的施設を核とする周辺地域
- ② 基本的施設が産業廃棄物処理施設（下水関係処理施設を除く。）である場合には、整備促進法第4条第1項に規定する「特定施設の整備の事業に関する計画」として主務大臣の認定を受けた同法第2条第2項に規定する特定施設を核とする周辺地域

③ 基本的施設が下水関係処理施設である場合には、当該基本的施設を核とする周辺地域

④ その他知事が特に必要と認めた地域

(2) 地球環境村整備計画の策定

地球環境村の指定を受けようとする者は、地球環境村整備計画（以下「整備計画」という。）を策定し、地球環境村指定申請書に添えて、知事に提出するものとする。

ただし、財團法人地球環境村又は民間処理業者設置地球環境村における基本的施設所在市町村が整備計画を策定する場合にあっては、次に掲げる手続きを経るものとする。

① 財團法人地球環境村の場合

基本的施設所在市町村と協議して、整備計画を策定するものとする。

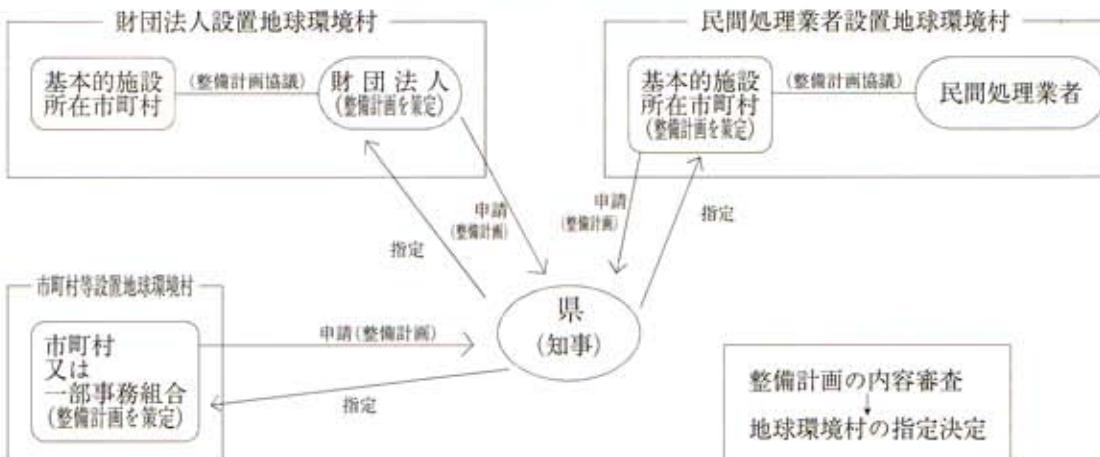
② 民間処理業者設置地球環境村の基本的施設所在市町村の場合

当該地球環境村の基本的施設を設置する民間処理業者と協議して、整備計画を策定するものとする。

(3) 地球環境村の指定

知事は、基本的施設を設置する財團法人地球環境村又は市町村等、あるいは民間処理業者設置地球環境村の基本的施設所在市町村から提出された整備計画の内容審査の結果、地球環境村の指定決定

（図－2） 地球環境村指定手続図



備計画が地球環境村として適當と認めるときは、当該整備計画を承認し、地球環境村として指定する。(図一2参照)

11 地球環境村の整備に係る市町村への助成

県又は財地球環境村ぎふは、地球環境村の整備の推進を図るため、次の助成措置を講じるものとする。

(1) 県の交付金による助成措置

① 地球環境村整備費交付金制度の創設

県は、地球環境村の個別的施設の整備の推進を図るため、別記3に定める「地球環境村整備費交付金制度」を創設する。

なお、この交付金制度の創設に伴い、地球環境村整備費補助制度(一般廃棄物)は、廃止する。

② 地球環境村整備費交付金制度による助成額

地球環境村整備費交付金(以下「交付金」という。)は、市町村等が知事の承認を受けた整備計画に基づき個別的施設を整備する場合に、基本的施設の規模及び個別的施設の建設事業費等を勘案し、かつ、予算の範囲内で、次に掲げる額を交付するものとする。

ア 一般廃棄物処理施設を基本的施設とする地球環境村の個別的施設を建設する基本的施設所在市町村あるいは一部事務組合(基本的施設を整備する一部事務組合に限る。ウについて同じ。)に対して、2億円の範囲内の額
イ 産業廃棄物処理施設(下水関係処理施設を除く。)を基本的施設とする地球環境村の個別的施設を建設する基本的施設所在市町村に対して、5億円の範囲内の額

ウ 下水関係処理施設を基本的施設とする地球環境村の個別的施設を建設する基本的施設所在市町村あるいは一部事務組合に対して、2億円の範囲内の額

③ 2以上の廃棄物処理施設を設置する地球環境村に対する交付金の額

1つの地球環境村において、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、下水関係処理施設のうち2以上の廃棄物処理施設(例えば、一般廃棄物処理施設と下水関係処理施設)を設置する場合の交付金の額は、次に掲げる額を助成するものとする。

ア 当該地球環境村において、産業廃棄物処理施設を設置する場合には、5億円の範囲内の額

イ 当該地球環境村において、産業廃棄物処理施設を設置しない場合には、2億円の範囲内の額

④ 交付金の交付時期

交付金の交付する時期は、原則として整備計画に基づき個別的施設の一部又は全部の建設が完了した年度の翌年度に、交付金の全額又は一部の額を交付するものとする。

(2) 財地球環境村ぎふによる助成措置

財地球環境村ぎふは、地球環境村における個別的施設の整備の推進を図るため、「地球環境村施設整備基金」により、財地球環境村ぎふが設置する地球環境村又は民間処理業者設置地球環境村において基本的施設所在市町村が整備する個別的施設の建設事業費に対して、予算の範囲内で助成を行うものとする。

なお、当該基金により基本的施設所在市町村へ助成する際、排出事業者の負担金に基づく当該基金の原資が造成されていない場合には、金融機関あるいは県からの借入金により資金を確保し、助成を行うものとする。

12 地球環境村の整備に係る県の支援

市町村等が知事の指定を受けた地球環境村を整備計画に基づいて整備する場合、県は、上記11の助成措置のほか、施設整備に対する国庫補助事業の採択、有利な起債措置、県単独補助金制度の充実など地球環境村の整備に必要な措置を講じ、積極的に支援、協力するものとする。

岐阜県手数料徴収規則 の改正について

岐阜県衛生環境部環境整備課

産業廃棄物処分業許可申請手数料、産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料等は、岐阜県手数料徴収規則により定められておりますが、平成8年2月27日付けで次のとおり改正が行われ、平成8年4月1日から施行されることになりました。

つきましては、施行日以降に許可申請をされる方は、改正手数量を納めていただくようお願ひいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料		旧	新
77の7	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	97,000	110,000
77の8	一般廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料	91,000	110,000
78	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	73,000	76,000
78の2	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	66,000	69,000
78の3	産業廃棄物処分業許可申請手数料	91,000	95,000
78の4	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	85,000	89,000
79	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	65,000	67,000
79の2	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	82,000	87,000
79の3	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	73,000	76,000
79の4	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	67,000	70,000
79の5	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	93,000	98,000
79の6	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	86,000	89,000
79の7	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	65,000	68,000
79の8	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	83,000	90,000
79の9	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	97,000	120,000
79の10	産業廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料	91,000	110,000
79の11	廃棄物再生事業者登録申請手数料	33,000	39,000

平成 8 年度 環境整備課産業廃棄物係主要事業の概要

岐阜県衛生環境部環境整備課

1 産業廃棄物適正処理の推進

「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の適正処理を図る。

- (1) 多量排出事業に対する処理計画作成指導
「産業廃棄物指定事業所制度要綱」に基づき指導
- (2) 再生利用の推進
産業廃棄物再生利用促進協議会の開催
- (3) 産業廃棄物地域内適正処理の推進
地域産業廃棄物処理推進協議会の活動等により推進

2 産業廃棄物適正処理監視指導

「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」により、当該要綱の規定を厳守させ、適正処理の確保を図る。また、「岐阜県産業廃棄物に関する監視指導要綱」により、産業廃棄物処理施設の監視指導を行う。

- (1) 排出事業所立入検査
保健所環境衛生指導員による計画的な立入検査を実施し、適正処理、適正委託及びマニフェストの励行等を指導
- (2) 産業廃棄物処理施設立入検査
 - 保健所監視パトロール班による監視指導
 - ・ 管理型最終処分場
月1回以上の立入検査及び週1回のパトロール
 - ・ 安定型最終処分場及び中間処理施設
2月に1回以上の立入検査及び概ね2週に1回のパトロール
 - 環境整備課監視査察班による監視指導
 - ・ 管理型最終処分場
月1回の監視指導
 - ・ 安定型最終処分場及び中間処理施設
2月に1回の監視指導
 - 環境汚染防止の指導

最終処分場の放流水等の水質検査を行い、維持管理の適正化を指導

- ・ 分析機関 保健所、保健環境研究所

3 不適正処理監視パトロールの実施

行政機関と警察機関が緊密な連携を図り、不適正処理監視パトロールを行うことにより産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

なお、必要に応じ、不法投棄物の溶出試験を実施して安全の確認を行う。

4 県外産業廃棄物の適正処理指導

「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」第7条に基づき、県外事業者に県外産業廃棄物の節度ある県内搬入処理を求める。

5 特別管理産業廃棄物排出事業所の適正処理指導

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するので、特別管理産業廃棄物処分基準に従い、重点的に適正処理の指導を行う。

6 産業廃棄物対策基金の造成

社団法人岐阜県環境保全協会において10億円を目標額とし、平成7年度から10年度で増額造成を図る。

岐阜県産業廃棄物対策基金増額計画

(単位：千円)

区分	前回	今回		計
	2~4年度	7年度	8~10年度	
県	120,000	280,000		400,000
市町村	30,000		70,000	100,000
処理業者	100,000		233,200	333,200
排出事業者	50,000		116,700	166,700
計	300,000	280,000	420,000	1,000,000

平成8年度主要事業の概要

岐阜市生活環境部環境総務課

1 はじめに

廃棄物問題については、最終処分場や中間処理場の確保難、不法投棄などの不適正処理が後を絶たず、大きな社会問題となっております。

岐阜市としましても最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の立地がますます困難となる中で、環境の快適性の創造や保全を図っていくとともに適正な処理のできる施設の確保や拡充に努めております。

以下、本市における産業廃棄物に関する事業計画の主なものを御紹介します。

2 財地球環境村ぎふ設立出捐金の拠出

岐阜県では、平成6年3月に策定した「岐阜県第4次産業廃棄物処理計画」や「廃棄物・リサイクルの五原則」(リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政)に基づき廃棄物行政を一層推進するとともに、地域と一体となつた廃棄物処理体制を整備するため公益法人である財団法人を設立する。

本市は設立出捐金として49万7千円を拠出する。

3 岐阜県産業廃棄物対策基金の増額

平成2年度から平成4年度の3か年計画で、(社)岐阜県環境保全協会、行政機関、排出事業者等からの拠出金により、3億円(将来的には10億円とする。)の造成を行ってきた。岐阜市においても393万円の出捐を行ってきた。

しかし、最近は産業廃棄物処理業者の倒産の危険性に加えて、金利低下によるその果実の減少、また先の阪神大震災の教訓として産業廃棄物処理施設の危機管理の必要性についての住民意識の高まり等から、基金の目的、事業に照らして現状の基金額では十分とはいはず、将来目標としてきた10億円基金造成が急速に必要と考えられ、平成8年度から3年間で造成をする。本市においても3か年で866万8千円を拠出する。

4 適正処理の推進

マニフェストの不正使用等産業廃棄物の不適正

処理は後を絶ちません。立入検査等を通じ排出業者及び処理業者により産業廃棄物が適正に処理されていることを監視し、適正処理の推進を図る。

(1) 公共工事(岐阜市発注)から発生する産業廃棄物の適正処理の推進

岐阜市が行う公共工事から発生するすべての産業廃棄物について、処理計画書を作成し適正処理の推進を図る。

更に、公共工事から発生する建設廃材、木くずを中心に、できる限り再(生)利用を行うよう指導する。

(2) 野焼き防止の指導

木くず等の野焼きが多く見られ、苦情が絶えない状況である。そのことが廃棄物処理全体に対する不信感をもたらしている一因となっている。そこで、適正処理が行われるよう厳しい措置で臨む。

(3) 特別管理産業廃棄物排出事業所及び特別管理産業廃棄物を取り扱う処理業者の指導

(4) 排出事業者の指導

立入検査等により産業廃棄物の適正な処理が行われるよう指導に努める。また、排出される産業廃棄物について適宜溶出試験を行う。

多量に産業廃棄物を排出する事業場(年間排出量1000t以上)を対象に産業廃棄物処理計画の策定指導を行う。

(5) 処理業者の育成指導

優良な処理業者の育成指導を図る。

(6) マニフェストの使用徹底

(7) 不法投棄の防止

5 廃棄物処理体制の整備

(1) 業界団体の育成指導

処理業者の団体である(社)岐阜県環境保全協会へ未加入の処理業者に対し加入促進を図る。

(2) 産業廃棄物処理推進協議会の育成指導

6 その他

最終処分場周辺の井戸水検査

岐阜県環境基本計画の策定と 今後の取組みの方向

岐阜県衛生環境部環境管理課

はじめに

21世紀に向かって、本県の環境行政を総合的・計画的に推進していくために、環境行政の基本的な指針が必要とされています。

そこで、岐阜県環境基本条例（平成7年3月制定）第10条に基づき、本県の望ましい地域環境の実現に向けて、各種環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定しました。

1 岐阜県環境基本計画の特色

- ア 公害の防止のほか地球環境保全対策など環境施策の総合的・計画的な推進
- イ 健康に良い水環境など快適環境の積極的な創出
- ウ 県民環境の日の普及、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- エ 環境教育・学習、環境保全に係る自発的活動の積極的な推進
- オ 環境アセスメント・地域環境保全指針の運用など環境配慮の推進
- カ 国の環境基本計画にはない数値目標をできる限り設定

2 岐阜県環境基本計画の主な内容

「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現に向けた、快適な生活を楽しめる岐阜県づくりを環境の面から推進するための基本計画であるとともに、県が策定する行政計画や施策等の立案や実施にあたり、環境への配慮を組み込むための指針としての役割を持っています。

(1) 計画の期間

基本目標の達成年次は西暦2025年におきますが、経済社会の変化に柔軟かつ適切に対応するため、西暦2000年までの5年間を目途とします。

(2) 計画の基本目標

『健康に良い空気・水・土が保全・創出された環境と人とが共生できる社会の構築』。

(3) 計画の基本理念

- ア 県民の健康の増進と人と自然が共生する環境の保全及び創出…【共生】
- イ 環境への負荷の少ない社会の構築に向けた積極的な行動…【循環】
- ウ 活動主体に応じた役割分担と協働による自主的な参加の拡大…【参加】

(4) 計画の概要

《第1部・序章》

◎基本的な考え方

計画策定の主旨等について記述。

《第2部・第1章～第6章》

①自然環境の保全と創出

自然環境の保全と創出対策について記述。

②生活環境の保全と創出

廃棄物・リサイクル対策等について記述。

③快適環境の保全と創出

水辺空間・緑・景観等について記述。

④地球環境問題への取組

地球環境保全対策について記述。

⑤共通的基盤的施策の推進

環境影響評価条例等について記述。

⑥県民総参加による推進

ボランティア活動等について記述。

《第3部・終章》

◎環境基本計画推進のために
計画の普及、推進体制の整備について記述。

3 廃棄物・リサイクル対策（抜粋）

県政の重要施策である「環境」、特に廃棄物・リサイクル対策については、「廃棄物・リサイクルの五原則」に基づき、廃棄物の適正処理を確保し、県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図っていきます。

(1) 目標数値

ア 平成12年度のごみの排出量を、平成3年度ベースに抑制します。
イ 平成10年度の産業廃棄物最終処分量を、平成5年度ベース（安定型処分場218,997m³、管理型処分場213,229m³）に抑制します。

(2) 施策の概要

ア リサイクル社会の形成
「岐阜県ごみ減量化・再生利用推進計画」に基づき、リサイクルシステムの確立と廃棄物循環型社会の形成に努めます。
イ 「地球環境村」構想の推進
廃棄物処理関係施設を核とし、周辺に資源活用を行う施設、福祉・医療・スポーツ等の各種施設を設置する構想を推進します。
ウ 公共関与の推進
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理センターを早期に設置し、処理施設の確保と処理水準の向上を促進します。

エ 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設整備総合計画を策定するとともに処理体制の確立に努めます。

オ 産業廃棄物の適正処理の推進

「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の推進に努めます。

カ 合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、維持管理の指導を充実します。

キ 家畜ふん尿のリサイクル等の推進

家畜ふん尿の適切な処理とともに、その有効利用を図るよう指導していきます。

ク 環境美化運動の推進

県民運動として美しいふるさと運動の推進に努めます。

ケ 研究開発の推進

リサイクル技術の開発を支援していきます。

おわりに

環境基本計画が策定された今、この計画の基本目標の実現のために、行政はもとより県民、事業者といった各主体におかれましても、様々な取組の具体化を図っていくことが何よりも必要です。

健康に良い豊かで快適な環境の保全と創出に向けて、全ての主体の理解と広範な参加が得られることを期待します。

第13回通常総会を開催 平成8年度の事業計画・予算を決定



第13回通常総会、挨拶する小瀬理事長

平成8年第13回通常総会が去る3月19日に「サンピア岐阜（厚生年金健康福祉センター）で開催されました。

梶原拓岐阜県知事（代理小田清一衛生環境部長）、岐阜県議会議長（代理古川利雄県議会議員）、佐名武夫岐阜県警察本部・生活保安課長ほか多数の来賓ご臨席のもとに盛大に開催されました。

総会では、小瀬理事長が、「全国的にも産業廃棄物処理へ公共関与の動きが高まってきた。県当局におかれましても廃棄物処理センター設置に向けて候補地調査をすすめられるとともに、周辺環境整備のために策定された岐阜県地球環境村推進構想の推進母体として〈(仮称) 財団法人岐阜県地球環境村ぎふ〉設立発起人会が開催され、公共関与事業の実現に向かって、本県の産業廃棄物処理施策があらたな段階へと大きく進展した。また、産業廃棄物対策基金の造成について十億円達成を目指し県・市町村のご助力を得て会員の皆様、排出事業者の方々に対しご協力をお願いしたい」と挨拶。ついで小田清一衛生環境部長が来賓として、「地球環境村構想の推進母体として「財地球環境村ぎふ」が設立され3月末に発足する。これからの新たな廃棄物問題への対応として各方面から注

目されている。会員各位にも協力を要請する」旨の知事祝辞を代読、続いて、古川利雄県議会議員から「産業の発展、県経済の発展のためにも産業廃棄物処理業界は無くてはならない重要な役割を果している。一層の努力をお願いしたい」旨のご挨拶を頂いたあと、佐名武夫岐阜県警察本部・生活保安課長が「産廃に対する悪質な犯罪事例が発生している。悪いものは徹底的に取り締まっていく」旨を内容とした挨拶を述べられました。総会はそのあと、産業廃棄物功労者の表彰に続き、田中一郎氏を議長として議事が進められ、平成8年度の事業計画、予算案等次の議案が慎重審議されて、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成8年度事業計画について

第2号議案 平成8年度一般会計予算について

第3号議案 平成8年度岐阜県産業廃棄物対策
基金特別会計予算について

功労者の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第13回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。（敬称略）

○関連業界育成等功労（個人の部）

寿和工業株代表取締役社長	清水 道雄
名古屋バルブ株常務取締役	大塚 忠勝
株喜多村合金製作所常務取締役	岡本 忠雄
日本合成化学工業㈱大垣工場	
保安環境室室長	近藤 則昭
㈲池田環境保全センター	
代表取締役	若山美代子

中部淨化工業株代表取締役 山口 繁
伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会会长 野口 二郎
西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长 平間 信冲
東濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长 熊谷 正三

○永年業務従事（個人の部）
日本環境株取締役部長 原田 譲司

○関連業界育成等功労（団体の部）
バジエロ製造株式会社

○創意工夫等功労（団体の部）
岐阜代用燃料株式会社



清水道雄



大塙忠勝



岡本忠雄



近藤則昭



若山美代子



山口 繁



野口二郎



平間信冲



熊谷正三



原田謙司

(写真のお名前はいずれも
敬称略)

第5回理事会を開催

2月26日(月)午後1時から「岐阜県シンクタンク会議室」において平成7年度第5回理事会が開催されました。

この理事会では、第13回通常総会に提案する平成8年度の事業計画案と一般会計、産業廃棄物対策基金特別会計の予算案の審議が主な議題で、併せて協会の表彰要綱に基づく平成7年度の優良会員等の被表彰者の選考が行われました。

提案された議案は下記のとおりで、いずれも全会一致で承認され、事業計画案と予算案については、3月19日開催の第13回通常総会への提案が決定されました。また、優良会員等個人の部で10名、団体の部で2社を表彰する事が決定されました。特に事業計画案では、第3号議案岐阜県産業廃棄物対策基金第2次造成計画（案）として、今回の造成目標額7億円に対し、県補助金（平成7年度）2億8千万円を受け入れ、平成8年度より平成10年度までの3年計画で市町村補助金7千万円と、協会提出金の3億5千万円について許可業者、排出事業者の提出割合等が審議され、原案どおり全会一致で可決されました。

議案

- 1号議案 第13回通常総会の開催案について
- 2号議案 第13回通常総会提出議案について
- (1) 平成8年度事業計画案について
- (2) 平成8年度一般会計予算案について
- (3) 平成8年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算案について
- 3号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金第2次造成計画案について
- 4号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金設置運営規程及び賦課金取扱規程の一部改正について
- 5号議案 平成7年度優良会員等表彰者の選考について
- 6号議案 新規加入会員の承認について

平成 8 年度 事 業 方 針

産業廃棄物処理に対する正しい知識、理解 を求めて広報・啓発活動を積極的に展開

去る 3月19日に開催された第13回通常総会において、平成 8 年度の事業計画及び予算案が決定されました。

平成 8 年度において本協会は、次の基本方針に沿って事業を進めていきます。以下に総会で決定された「平成 8 年度事業計画」をご紹介します。

基 本 方 針

産業廃棄物の適正処理の確保は、生活環境の保全や県内産業の健全な発展の為に極めて重要な課題であり、本協会は会員の全面的な支援を得て、精力的な運動を展開して参りました。

しかし、未だ産業廃棄物の処理施設（最終処分場・中間処理施設）の確保には大変困難な状況をきたしております。

全県域下水道化構想の進展に伴い更に下水汚泥等が大量に発生し、リサイクル・減量化を行っても尚、廃棄物が残り、これらのものを適正に処理する為にも必要且つ欠くべからざる処理施設であります。

幸い、県におきましては平成 7 年度末には「(仮称) 財団法人地球環境村ぎふ」を設立し、公共が関与した産業廃棄物処理施設計画の計画的な整備を図っていくことが決定されました。

本協会はこれらの事業を全面的に支援していく為にも、各市町村や県民等に対し産業廃棄物の処理に対する正しい知識と、深い理解と協力が得られるよう、広報・啓発活動を更に積極的に展開して参ります。

又、天災地変等、最悪の事態発生時に対処する為にも、産業廃棄物対策基金を当初の最終目標額であった10億円の造成に向けて、処理業者、排出事業者等に対し協力要請をして参ります。

事 業 計 画

1. 組織強化事業

組織の拡大強化は、三位一体を誇る本協会にとっては極めて重要な課題でありますので、正会員（処理業者）及び、賛助会員（排出事業者）の加入促進運動を前年度に引き続き展開して参ります。

2. 調査研究事業

機に応じてアンケート調査等を実施し、会員又は関連業界等の動勢を調査・把握しながら協会活動に反映させます。又、会員の処理技術・知識の向上を期して、各種研究機関等との連携を深めていきます。

3. 教育研修事業

各種研修会等を隨時開催して会員の知識修得の機会を設けます。又、処理技術の多様化、高度化に対応するために、会員の要請に応じた専門研修会などを開催します。

4. 相談指導事業

各種相談指導事業を行い、会員及び一般県民等に対し、便宜を供します。

- ・産業廃棄物処理に関する技術指導・各種相談

- ・排出事業者の問い合わせに対する処理業者の紹介
- ・一般県民の産業廃棄物に関する各種相談・苦情処理
- ・その他

5. 啓発普及事業

各市町村や県民等に対し、当協会の事業や産業廃棄物の処理に関する正しい知識と理解を深めて頂く為、日刊紙等への広告掲載やパンフレットの製作・配布等による啓発事業を展開します。

6. 公共関与への支援事業

平成7年度末に設置される「(仮称) 財団法人地球環境村ぎふ」に本協会も参画し、幅広い分野で初期の目的を達成する為、本協会として出来る支援体制の整備の確立を図っていきます。

7. 巡回指導事業

パトロール車による自主巡回活動をより積極的に実施します。又、昨年度設置された「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に参画し、県警察本部及び行政機関との連携を一段と深め、不法投棄防止の為のパトロールを行います。

8. 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の社会的評価を向上させるためには、処理業の経営基盤の強化が急務であることをから関連研修会や講習会等を開催します。又、個別の相談事業や情報提供を機に応じて実施します。

9. 情報収集及び会報の発行

産業廃棄物にかかる情報を的確に捉え敏速な伝達に努めるほか、定期的に(4回/年)会報を発行します。又、協会要覧(兼会員名簿)を作成し、関係機関に配布します。

10. 協力交流事業

社団法人全国産業廃棄物連合会、中部地域協議会、並びに関連団体との交流を図り、相互理解・協力に努めます。

11. 基金造成事業

平成2年度から着手した基金造成は、行政機関のご協力と会員一同の献身的なご尽力により平成4年度には当初の目標額であった3億円を達成しました。更に天災地変等最悪の事態発生時に対処する為にも、本制度発足時の最終目標額であった10億円の造成活動を展開して参ります。

12. 表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。

13. その他関連事業

「マニフェストの頒布事業」「厚生大臣認定各種講習会」など、国・県の要請に応えて対処します。又、行政機関の行う関連事業に参画するほか、協会事業への参加・協力を会員に要請し、相互の連携を一層深めていきます。

新規加入会員の紹介

2月26日の理事会において次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
メディカル・ヒーロン有限会社 (058)241-0265	石田 準一	岐阜市大字加野字北沖1087番地の3	収集運搬

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
エーザイ株式会社川島工場 (0586)89-3124	工園長 大前 雅彦	羽島郡川島町竹早町1番地	—

各委員会を開催

各委員会の平成7年度の会議が1月17日から2月21日にかけて相次いで開催されました。これら会議で協議、決定された平成8年度の事業計画(案)は協会の事業計画、予算案に盛り込み、第13回通常総会に提案すべく第5回理事会で審議され各委員会ごとの平成7年度の当面する事業執行について次のように協議、決定されました。

また、基金制度検討委員会が、1月19日及び2月21日の2回にわたって開催され、基金増額計画に対する正会員賦課金、排出事業者の協力負担金等について検討され理事会に報告することになりました。

▽ 第3回研修指導委員会

(1月17日午前10時30分から開催)

1 各種講習会支援体制について

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会及び新規許可講習会、収集・運搬課程開催とともに支援体制を依頼した。

2 平成8年度の事業計画(案)について

平成8年度における研修のありかた等について検討され、技術革新に沿った視察研修等を実施すること。

▽ 第1回基金制度検討委員会

(1月19日午前10時から開催)

1 委員長・副委員長の選任について

委員長清水道雄・副委員長田中一郎、山村けい委員が選任されました。

2 岐阜県産業廃棄物対策基金の造成について

岐阜県産業廃棄物対策基金の増額計画(3億円～10億円)について処理業者、協力事業所等提出金の負担方法について検討された。

▽ 第3回適正処理委員会

(2月13日午前10時30分から開催)

平成8年度事業計画(案)について

1 自主パトロールについて本年同様実施すること。
2 さきに実施(平成7年9月26日～28日)した

自主パトロールの実施結果を調査項目毎に報告。

▽ 第4回広報編集委員会

(2月13日午後2時から開催)

- 1 「ぎふ保全協会報」第27号の編集方針について
- 2 平成8年度事業計画(案)について

▽ 第2回基金制度検討委員会

(2月21日午前10時から開催)

今回の基金増額計画に対する正会員賦課金、個別企業の負担金の拠出方法等について検討され原案どおり決定し、次回理事会に報告する。

- 1 個別企業(排出事業所)の協力依頼について個別企業の負担金の算出方法について前回と同じ方法により、排出事業所に対しお願いする。
- 2 個別企業の検討について、資本金の額、従業員数等を参考にして検討した。
- 3 岐阜県産業廃棄物対策基金設置運営規程及び賦課金取扱規程の一部改正について

▽ 第3回総務委員会

(2月21日午後2時から開催)

- 1 平成8年度事業計画(案)について
- 2 平成7年度優良会員等表彰候補者推薦状況について
- 3 平成7年度第5回理事会開催(案)について

当協会賛助会員三野道路(株)がクリーン・ジャパン・センターの平成7年度再資源化開発事業会長表彰を受賞

財団法人クリーン・ジャパン・センターは、平成7年度「再資源化開発事業等表彰」を3月18日、東京霞ヶ関ビルで開催。同表彰で当協会賛助会員、三野道路(株)が、カレット他用途応用事業(商品名ミノボックス・ハイミノボックス)で会長表彰を受賞した。

ミノボックスは、びんのリサイクルガラスと自然石を主材料にし、高機能有機樹脂で硬化させた、透水性景観舗装材料。

「(仮称)財団法人地球環境村 ぎふ」設立発起人会を開催

平成8年2月26日午後3時から岐阜県県民ふれあい会館において、「(仮称)財団法人地球環境村ぎふ」の設立発起人会が開催されました。当協会から小瀬理事長が出席しました。

同発起人会では、財団の設立、概要、今後の事業計画、予算等の議案が審議、承認されたほか、梶原知事を会長、桑田副知事を理事長とする役員の選任、決定が行われました。

岐阜新聞、朝日新聞が水銀汚泥疑惑の解明を求める岐阜県議会の決議を報道

岐阜新聞と朝日新聞は、3月13、14日付の朝刊で、名古屋市のごみ焼却場「新南陽工場」建設工事現場から出た水銀を含む建設汚泥が、多治見市の愛岐処分場に搬入、投棄されたとする問題で、岐阜県議会が名古屋市と同市議会に対しておこなった真相解明を求める決議を取り上げました。

岐阜新聞は、3月13日付朝刊で、岐阜県議会の議会運営委員会が12日、「安全が確認されるまで、

ごみの搬入を中止しても早急に真相解明を図ることを要求する」とする異例の決議案を13日の定例県議会に議員提案する方針を確認したと報じました。

また、朝日新聞は、3月14日付朝刊で、岐阜県議会は13日の本会議で、議員提案の決議案を全会一致で可決し、名古屋市長と名古屋市議会議長に郵送したと報じました。

地域産業廃棄物処理推進協議会連絡会議を開催

3月18日(月)午前10時からシンクタンク会議室において開催されました。

当協会から、清水道雄総務委員長、水谷重雄研修指導委員長、野村清晴広報編集委員長代理、田中一郎適正処理委員長、事務局から坪内全治専務理事、林杉雄常務理事が出席しました。

各委員長から、それぞれの委員会活動について説明をおこない、協会活動にたいするご理解をお願いしました。

また、坪内専務理事から特に「岐阜県産業廃棄物対策基金」増額事業に対し、今後の格別のご協力を依頼しました。

岐阜新聞で産廃処理施設の危機的ひっ迫状況をアピールするキャンペーン報道を実施

当協会平成7年12月14日開催の第4回理事会において、産業廃棄物処理施設の現状について議論され、「県内の産業廃棄物処理施設の不足は危機的な状況にある。いま、そのことを広く県民の皆さんに知ってもらい、それを解決することは極めて重要なことであり、新聞紙上で啓発促進のキャンペーンを行う」との決定がなされ、平成8年1月18日付岐阜新聞で「環境を守るためにあなたの協力を!」として皆さんの理解を深める特集記事を掲載しました。



産業廃棄物に係る疑義回答について

岐阜県衛生環境部環境整備課

このことについては前号でも掲載をさせてもらいましたが、追加分を含めて新たにとりまとめましたので再度ご紹介させていただきます。

産業廃棄物の定義

Q：土砂等の廃棄物でない物にコンクリート破片等の建設廃材が混入した物は産業廃棄物となるか。

A：また、混入率による判断基準はあるか。

A：土砂と産業廃棄物が混合し、分離ができない物は全体として産業廃棄物となる（最大粒径・混入率等による判断基準は設けられていない）。

Q：生コンミキサー車に残っている（又は付着している）生コンは、工場で洗浄されて沈殿後に汚泥の状態で排出し乾燥（固化）させているが、こり固化物は、産業廃棄物のどの区分に該当するか。

A：厚生省通知によると、不要となった時点の性状で判断することとなっている。従って、原則として「汚泥」となる。

なお、ミキサー車から直接排出し固化されたものは「ガラスくず及び陶磁器くず」として扱って差し支えない（この固化された廃棄物の処理業者は「建設廃材」ではなく、「ガラスくず及び陶磁器くず」に係る品目の許可を取得している必要がある。）。

Q：賞味期限切れの飴、茶等の食料品を食料品製造業者が廃棄する場合、当該廃棄物は産業廃棄物（動植物性残さ）に該当するか。

A：動植物性残さの定義には「食料品製造業等において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」とある。従って、賞味期限切れの飴、茶等、原料として使用したものでないものは産業廃棄物に該当しない。

Q：大理石くずは産業廃棄物の「鉱さい」又は「ガラスくず及び陶磁器くず」のどちらに該当するのか。

A：「ガラスくず及び陶磁器くず」（安定型産業廃棄物）として扱って差し支えない。

Q：廃アルコールは産業廃棄物の廃油又は廃酸のどちらに該当するのか。

A：廃油に該当する。

Q：特定有害産業廃棄物の定義で、「廃P C B及びP C Bを含む廃油」とあるが、どの程度P C Bを含めば特定有害産業廃棄物である「P C Bを含む廃油」となるのか。

A：P C Bは、生物濃縮も懸念されるので、廃油中からP C Bが検出されれば「P C Bを含む廃油」とみなす。

ただし、検出限界については、廃油からの検体調製の公定法がないことを考慮し、その都度協議することとする。

Q：医療機関等から排出される廃棄物が、感染性廃棄物かどうかを判断する基準はあるか。

A：「感染性廃棄物処理マニュアル」に定義・具体例が示されているが、その他のものについては医師等の専門家が判断することとなる。

なお、滅菌等が行われて感染性を消失させたものでも、外観上変化が生じていないものは、感染性廃棄物として扱うことが望ましい。

Q：試験研究機関から排出される顆粒状又は粉状の廃試薬の廃棄物処理法上の区分及び処理方法はどのように行うのが適当か。

A：廃棄物処理法上の区分は事業系の一般廃棄物

となる（産業廃棄物の区分として該当するものが
ない）が、事実上、市町村又は一般廃棄物処理業者
者が処理できない。

従って、試薬の性状にかかわらず、産業廃棄物
処理業者に処理委託しても差し支えない（区分は
「汚泥（試薬）」等とする）。

なお、有害な試薬を処理委託する場合には、該
当する特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得し
ている者に委託する必要がある。

Q：廃バチンコ台の処理を業として行う場合に
は、産業廃棄物処理業の許可（廃プラスチック類、
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）及び一般
廃棄物処理業の許可（木くず）の両方の許可を要
するか。

A：廃バチンコ台全体を産業廃棄物と考え、一般
廃棄物処理業の許可は要しない。

Q：廃棄物から土壤改良材、骨材等の再生品を製
造する場合に、その再生品が廃棄物か有価物かを
判断するにはどのような事項に配慮するべきか。

A：金銭の授受以外に次のような事項が例として
あげられる。

- ・当該再生品の使用によって、生活環境に悪影響を与えないこと。
- ・当該再生品の継続的・安定的な需要があること。
- ・用途の規格に適合すること。

Q：事業活動によって発生した、ほぼ中性の有機
性污水は廃棄物処理法上、どの区分に該当するか。

A：廃酸又は廃アルカリである（pHが7を少し
でも下回れば廃酸であり、少しでも上回れば廃ア
ルカリである。）。

められるか。

A：石綿水道管、石綿スレート等はセメント等に
より固型化され、石綿が飛散しない状態となっ
てるので特別管理産業廃棄物には該当しない。

ただし、撤去又は処分する場合には、不必要的
切断・破碎を行わず、また、散水を行うなど飛散
防止に努める必要がある。

なお、これらの廃棄物を破碎処理することは飛
散防止の観点から適当でない。

Q：舗装補修等で生じる廃アスファルト・コンク
リート塊を埋立処分する場合には、安定型処分場
で処分しても差し支えないか。

A：舗装補修等で生じる廃アスファルト・コンク
リート塊は「建設廃材」と考えられるので、安定
型処分場で処分して差し支えない。

ただし、廃アスファルト・コンクリート塊は再
生骨材、再生加熱アスファルト合材として再生活
用することが望ましい。

Q：建設廃材であれば当該工事現場内に埋立処分
しても差し支えないか。

A：建設廃材の工事現場内埋立処分でも、当然処
理基準（区画、覆土、表示等）が適用され、3,000m³
以上の場合は設置許可を要する。

ただし、当該建設廃材を破碎するなどして、有
価物とし、造成材や路盤材として使用する場合は
処理基準が適用されない。

Q：土木建設工事に伴って発生する伐根、伐採樹
木等の自然由来の物の処理はどのように行うべき
か。

A：土木建築工事に伴って発生する伐根、伐採樹
木等は産業廃棄物には該当しないが、「占有者が
自ら利用し、又は他人に有償で売却することができ
ないために不要になった物」であれば一般廃棄
物に該当する場合がある。

この場合には、排出者が自ら処理するときに限
り一般廃棄物の処理基準が適用されないが、焼却
炉での処理等、できる限り一般廃棄物の処理基準
に従って処理することが望ましい。

処理基準・委託基準

Q：工作物の撤去事業によって発生する石綿水道
管、石綿スレート等は特別管理産業廃棄物に該當
するか。

また、これらの廃棄物を破碎処理することは認

Q：建設木くずを自己処分として焼却する場合の基準及び手続きはどのようなものか。

A：建設木くず等焼却できるものは努めて焼却処分を行い、減量化してから処分する必要があるが、その場合には焼却設備を用いて焼却しなければならない。

なお、焼却炉の構造は自己処分かつ処理能力が5t／日以下であれば、簡易な構造でも認められ、設置にかかる手続きも不要である。

処理能力が5t／日を超える場合は、事前協議・設置許可申請は必要であるが、地域住民の同意は不要である。

Q：収集運搬業者と処分業者がそれぞれ別の業者の場合、排出者は産業廃棄物処理の委託を収集運搬と処分を一つの契約書でもって締結（3者契約）してもよいか。

A：排出者は、収集運搬業者及び処分業者それと書面によって契約を締結する必要がある（2者・2者契約）。

Q：有害物質を使用している事業場から排出される産業廃棄物が、通常は特定有害産業廃棄物の判定基準を下回る場合、当該産業廃棄物を特定有害産業廃棄物として処理委託してもよいか。

A：基準を超える恐れがある産業廃棄物を分析結果に関わらず特定有害産業廃棄物として処理委託しても差し支えない（指導要綱に基づき、有害物質を使用している事業者は、分析結果に関わらず特定有害産業廃棄物として処理（委託）する必要がある）。

産業廃棄物処理施設

Q：政令第7条の産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断する対象の「埋立処分の用に供される場所」とは、管理事務所、浸出水処理装置等の付帯施設を含めたものか又は実際に廃棄物を埋立てる場所のことか。

A：実際に廃棄物を埋立てる場所のことである。

Q：産業廃棄物を焼却する場合には処理基準が適用され、「焼却設備を用いて焼却」しなければならないが、「焼却設備」とはどの程度のものをいうのか。

A：一定規模を超える焼却設備を設置する場合には設置許可を要し、その許可基準としては省令で

- 800℃以上で焼却できること
- 供給空気量が調製できること

等が定められているが、詳細は指導要綱に基づく構造指針に定められている。

なお、一定の規模未満の焼却設備を設置する場合には設置許可が不要であり、自己処分用であれば指導要綱の構造基準も適用されないが、この場合でも「燃焼室」を備えたものである必要があり、周囲を囲っただけのものは焼却設備とは認められない。

Q：下水道管理者が処理能力10m³／日を超える汚泥脱水機を設置する場合に、設置許可を要するか。

A：廃棄物処理法に対して下水道法は特別法と考えられるので、設置許可は不要である。

処理業の許可

Q：産業廃棄物処理業の許可の更新時に届出が済んでいない変更事項がある場合に、変更届出書を別途提出する必要があるか。

また、新たに取扱品目・処分方法の追加がある場合に変更許可申請を兼ねた更新許可申請は認められるか。

A：更新時に変更届出書を別途提出させる必要はないが、変更事項の新旧を明記して更新許可申請を行う必要がある。

なお、変更許可申請を兼ねた更新許可申請は認められないので、それぞれ手数料を納付して申請する必要がある。

Q：特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得している場合、同じ品目であれば普通物も併せて取り扱うことは可能か。

A：同じ品目であっても、特別管理産業廃棄物と普通物を扱う場合は、両方の許可を要する。

ただし、許可講習は、特別管理産業廃棄物にかかる講習を受講していれば、普通物にかかる講習を受講したとみなされる。

Q：平成4年7月3日以前の産業廃棄物処理業許可証の許可期限は5年間になつてないが、正しい許可期限はいつか。

A：平成4年7月3日以前の産業廃棄物処理業許可においては、許可証に記載の許可期限にかかわらず許可日から5年間が許可の有効期限である。

Q：廃タイヤの処理を業として行う場合にはどのような手続きが必要か。

A：一般消費者から排出される廃タイヤは、タイヤ販売店等が廃棄物として料金を受領して引取る場合は一般廃棄物になり、料金を受領せず下取りとして引取る場合はタイヤ販売店等が排出する産業廃棄物になる。

従って、業として廃タイヤを処理する者は、通常は一般廃棄物処理業と産業廃棄物処理業の両方の許可を要する。

ただし、処理業の許可に代わって、それぞれ「広域再生利用指定」を受ければ許可不要となる。

Q：排出事業者にとって不要となったものを、排出事業者（又は排出事業者の委託を受けた者）が運搬を行い、再生業者が無償で引き取っている場合に、再生業者は廃棄物処理法の営業許可又は指定を要するか。

また、再生業者（又は再生業者の委託を受けた者）が運搬を行う場合はどうか。

A：前者は営業許可又は指定を要するが、後者は営業許可又は指定を要しない。

ないが、廃油、廃酸、廃アルカリ等の液状廃棄物の場合で、他から排出された廃棄物と一旦タンク等で混合してから処理する場合、処分が終了した日を明確にできないが、どの日をもって処分を終了したと解すべきか。

A：他から排出された廃棄物と混合された日として差し支えない。

Q：廃棄物処理法第14条第4項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の処理実績報告において、汚泥の処理量はどの段階の数値を報告すべきか。

A：脱水前の濃縮汚泥量である（排水処理量又は脱水後のケーキ量ではない）。

Q：産業廃棄物中間処分業（破碎）に伴って発生した破碎物の排出者は当該中間処分業者であると解してよいか。

A：差し支えない。ただし、その中間処分業（破碎）は独立した許可対象となっているものとし、破碎施設が焼却施設等と一体となった前処理施設と解される場合は除く。

その他

Q：廃棄物処理法施行規則第8条の24の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処分業者は排出事業者等に、処分を終了した日等を報告しなければなら

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」の通知について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」に関して岐阜県衛生環境部長から通知がありましたので以下会員の皆様にお知らせします。

環整第296号
平成7年12月27日

社団法人岐阜県環境保全協会理事長 様

岐阜県衛生環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

このことについて、厚生省生活衛生局水道環境部長及び同部環境整備課長から別添のとおり通知がありましたので、貴協会（組合）員に対する周知をお願いします。

なお、運用にあたっては特に下記事項に注意願います。

記

- 1 コインオペレーションクリーニング営業施設から排出されるテトラクロロエチレンを含む廃油等が特別管理産業廃棄物となることから、これらの廃棄物を扱う処理業者は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要することとなり、また、排出者は特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要が生じたこと。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第14条第1項が削除され、産業廃棄物処理施設の設置者又は管理者は使用開始報告書を提出する必要がなくなったので、産業廃棄物処理施設設置者等に対して周知を行う必要があること。
なお、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第26条第1項の規定に基づく使用開始報告書も提出する必要がないこととするが、水質観測井及び放流先河川の水質検査は使用開始報告にかかわらず、使用開始前に行う必要があること。

厚生大臣認定 産業廃棄物処理関係各種講習会

1 平成7年度開催結果報告

1月23日に「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」、2月6日、7日及び2月8日、9日には「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集運搬課程）」がサンレイラ岐阜において開催されました。開催状況は別表のとおりです。

・特別管理産業廃棄物管理責任者講習

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
1月23日	150人	123人	2人	121人

(排出している特管物)

廃油	腐酸、 堿アルカリ	感染性 廃棄物	廃PCB	廃石綿等	その他有害 廃棄物
44人	33人	16人	37人	14人	54人

・産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数	合格者数	不合格者数	合格率
2月6・7日	150人	163人	12人	151人	150人	1人	99.3%
2月8・9日	150人	214人	5人	209人	205人	4人	98.1%

管理責任者講習会は平成7年5月に開催しましたが、その後も受講希望者が多く追加開催したものです。新規許可講習会（収集運搬課程）の受講希望者が例年になく多く、受講会場・受講定員を拡大しての講習会となりました。

2 平成8年度開催日程

平成8年度の講習会の開催日が決まりました

近県の開催日程は、次ページの別表1、別表2及び別表3のとおりです。受講希望者は、その希望する許可種別等、講習会実施都道府県の産業廃棄物協会へ申し込んで下さい。この場合、予め電話等で問い合わせをしてから申込手続きを行って下さい。

岐阜県実施の各種講習会の申込手続

平成8年度に岐阜県において実施する講習会の開催日程と受講申込みの手続きは次のとおりです。

① 講習会の開催日程

講習会の種別		開催期日		定員	会場
産業廃棄物 処理業	新規 許可	収集運搬 処分	平成9年2月5日(木)～6日(木) 平成8年11月12日(火)～15日(金)	150名 120名	サンレイラ岐阜 水産会館
特別管理産業廃棄物管理責任者			平成9年2月7日(金)	150名	サンレイラ岐阜

② 受講申込み手続き

- 受講の申込は、どの講習会も4月1日から行います。受講を希望される方は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- 各講習会とも受講申込者が定員に達したときは、受付を停止します。
- 受講申込書（実施要領）は、各保健所（岐阜市の場合岐阜市役所生活環境部環境総務課）又は本協会でご入手下さい。郵送を希望される方は、郵送料（新規講習：270円・更新及び管理責任者講習：190円）に相当する切手を貼付し送付先を明記した角3型封筒を同封して、本協会にお申出下さい。

③ その他

- 受講決定通知はがきは、開催日1か月位前に送付する予定です。
- 受講申込書提出後の変更は、ご容赦下さい。
- その他、不明な点がありましたら本協会にお問合せ下さい。

お知らせ

別表1 新規許可講習会

	産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業	
	収集運搬		処分課程	収集運搬	処分
富山	6/5-6				
石川	7/4-5				
福井	12/3-4				
山梨	8/27-28				
長野					
岐阜	2/5-6		11/12-15		
静岡	10/31-11/1				
愛知	8/1-2	11/28-29			8/26-31
三重	5/14-15			10/15-18	
滋賀	7/16-17		11/19-22	9/17-20	
京都	10/8-9			5/21-24	
大阪	5/30-31 12/3-4	7/3-4 3/5-6	7/31-8/1	8/28-31 1/21-24	11/27-30 10/21-26
兵庫	4/18-19 2/6-7	8/6-7	11/14-15	9/10-13	10/1-4 2/17-22
奈良	5/15-16	9/25-26		6/25-28	10/29-11/1
和歌山	1/28-29				

別表2 更新許可講習会

	収集運搬	処分		
富山				
石川	6/6	6/6-7		
福井				
山梨	7/23	-		
長野	6/18			
岐阜				
静岡	10/30			
愛知	1/29	1/29-30		
三重				
滋賀	6/4	6/4-5		
京都				
大阪	5/29 11/1	7/2 2/13	9/25 3/7	9/25-26
兵庫	4/17	8/5	2/5	11/12-13
奈良	5/28			5/28-29
和歌山				

別表3 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

	開催期日				
富山					
石川					
福井	3/4				
山梨	1/14				
長野	9/12				
岐阜	2/7				
静岡					
愛知	7/31				
三重					
滋賀	7/18	1/21			
京都	7/23	7/24	11/28	11/29	
大阪	5/21 9/27	5/22 10/31	6/4 12/2	6/5 2/14	7/30 3/18
兵庫	6/20	6/21	1/16	1/17	
奈良	7/2				
和歌山	11/26				

* 別表1、2、3とも中部、北陸、近畿圏の府県のみを掲載しました。他の都道府県の開催日程については当協会、保健所等でお尋ね下さい。

〈更新許可講習会の収集運搬課程と処分課程を両方受講される方へ〉

更新許可講習において収集運搬課程と処分課程を両方受講される場合は、1日目の共通科目（産業廃棄物処理行政、産業廃棄物の実態と課題、産業廃棄物処理に係る安全衛生・経営管理）を同時に受講するという形がとれることとなりました。よって、更新許可講習2課程を2日間の日程にすることが出来ます。この場合、収集運搬課程と処分課程を続けて開催する会場をお選び下さい。

岐阜県人事異動(関係分)

岐阜県の定期人事異動の内示がありました。4月1日付で発令されますが、関係分について連絡させていただきます。

衛生環境部

次長

転出先	転出者	後任者
企画部	衛生環境部 種田昌史	厚生後援課長 沼波 豊

環境整備課

農政企画課長	環境整備課長 高木 勉	保健所副所長 衣斐 昭彦
多治見保健所副所長	総括技術課長補佐 二重谷伸行	伊奈波保健所衛生課長 小川宗治
鶴ヶ島環境村ぎふ派遣	産業廃棄物技術主査 浅野純二	廃棄物総合対策係技術主査 佐伯秀紀
滋賀県派遣	一般廃棄物係主任技師 馬渕 保	商工課 技術主査 西川治光

編集後記

きびしかった今年の冬もようやく春めいて新年度を迎えようとしております。

この号では、「特集」として「地球環境村の推進構想」を掲載することができました。新年度からは推進母体である「財団法人地球環境村ぎふ」も発足しいよいよ本格的に地球環境村構想が推進されようとしております。

そうした流れの中で現在の処理システムも、今以上に行政、排出事業者、及び処理業者が一体になって廃棄物のリサイクルシステムを確立させる必要があると思います。

それには、われわれ処理業者の努力とともに、排出事業者である企業が、物を製造する段階において、それぞれ廃棄処分をする場合のことを考慮

した生産システムを確立して、それをわれわれ処理業者がリサイクルに取り組むことが出来るようになることが重要であると思います。そして、その第一歩として岐阜県の地球環境村構想が全国にさきがけて廃棄物処理システムの新しいモデルとなり、廃棄物のテーマパーク的存在になれるよう会員の皆様方とともに期待したいと思います。本号では巻頭言に小田衛生環境部長さんのご寄稿をいただき、また、環境整備課から「地球環境村の推進」について詳しく解説していただき有難うございました。皆様にご協力をいただき発行することができましたことを感謝申し上げ厚くお礼申し上げます。

(野々村 清)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村けい

副委員長 浅野 勇

委員 川合清和 野村清晴 野々村清
中尾勝 坂井修 大藤正幸

■広告掲載社名

コマツ岐阜㈱／中部コベルコ建機㈱
岐阜いすゞ自動車㈱

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

広告



◆ 中部コベルコ建機^{株式会社} ☎(058) 387-4488
〒501-61 岐阜県羽島郡笠松町円城寺字上田490-1 FAX(058)387-3699

多種多彩…いすゞの特装車



フォワード・バキュームカー



エルフ・ごみ収集車

ISUZU

岐阜いすゞ自動車株式会社

〒500 岐阜市金園町10-18

TEL (058) 246-2151 (大代)

I LOVE GIFU



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成8年3月29日発行	第27号
編集 発行	社団法人 岐阜県環境保全協会
	理事長 小瀬 洋喜
	〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
	TEL <058> 272-9293
	FAX <058> 272-6764
	印刷 共和印刷株式会社